

## 審 査 基 準 整 理 票

処分名	一般廃棄物最終処分場の廃止の確認		
根拠法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号)	(条項) 第 9 条第 5 項	
基準法令名	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和 52 年総理府厚生省令第 1 号)	(条項) 第 1 条第 3 項	
所管部署	環境部 産業廃棄物対策課		
標準処理期間	10 日	法定処理期間	
<p>【審査基準】 ・文書の名称【 】</p> <p>・掲載図書等【 】</p> <p>・内容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第 1 条第 3 項に定める一般廃棄物の最終処分場の廃止の技術上の基準に適合していること。</p> <p>参考</p> <p>【根拠法令】</p> <p><b>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</b></p> <p>第 9 条第 5 項</p> <p>第 8 条第 1 項の許可を受けた者は、当該許可に係る一般廃棄物処理施設が一般廃棄物の最終処分場である場合においては、環境省令で定めるところにより、あらかじめ当該最終処分場の状況が環境省令で定める技術上の基準に適合していることについて都道府県知事の確認を受けたときに限り、当該最終処分場を廃止することができる。</p> <p>【基準法令】</p> <p><b>一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第 1 条第 3 項</b></p> <p>法第 9 条第 5 項（法第 9 条の 3 第 11 項において準用する場合を含む。）の規定による一般廃棄物の最終処分場の廃止の技術上の基準は、廃棄物が埋め立てられている一般廃棄物の最終処分場にあつては次のとおりとし、廃棄物が埋め立てられていない一般廃棄物の最終処分場にあつては廃棄物が埋め立てられていないこととする。</p>			

- 一 最終処分場が、第1項（第1号、第2号並びに第5号ホ及びびへを除く。）に規定する技術上の基準に適合していないと認められないこと。
- 二 最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置が講じられていること。
- 三 火災の発生を防止するために必要な措置が講じられていること。
- 四 ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように必要な措置が講じられていること。
- 五 前項第10号の規定により採取された地下水等の水質が、次に掲げる水質検査の結果、それぞれ次のいずれにも該当しないと認められること。ただし、同号イ、ロ又はニの規定による地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかなものを除く。）が認められない場合においては、この限りでない。
  - イ 前項第10号ロ又はニの規定による地下水等検査項目に係る水質検査の結果、地下水等の水質が、地下水等検査項目のいずれかについて当該地下水等検査項目に係る別表第二下欄に掲げる基準に現に適合していないこと。
  - ロ 前項第10号イ、ロ又はニの規定による地下水等検査項目に係る水質検査の結果、当該検査によつて得られた数値の変動の状況に照らして、地下水等の水質が、地下水等検査項目のいずれかについて当該地下水等検査項目に係る別表第2下欄に掲げる基準に適合しなくなるおそれがあること。
- 六 保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質が、イ及びロに掲げる項目についてそれぞれイ及びロに掲げる頻度で2年（埋め立てる一般廃棄物の性状を著しく変更した場合にあつては、当該変更以後の2年）以上にわたり行われた水質検査の結果、すべての項目について排水基準等に適合していると認められること。ただし、第1項第5号ニただし書に規定する埋立地については、この限りでない。
  - イ 排水基準等に係る項目（ロに掲げる項目を除く。） 6月に一回以上
  - ロ 前項第14号ハ(2)に規定する項目 3月に一回以上
- 七 埋立地からガスの発生がほとんど認められないこと又はガスの発生量の増加が2年以上にわたり認められないこと。
- 八 埋立地の内部が周辺の地中の温度に比して異常な高温になつていないこと。
- 九 前項第17号に規定する覆いにより開口部が閉鎖されていること。
- 十 前項第17号ただし書に規定する覆いについては、沈下、亀裂その他の変形が認められないこと。
- 十一 埋立地からの浸出液又はガスが周辺地域の生活環境に及ぼす影響その他の最終処分場が周辺地域の生活環境に及ぼす影響による生活環境の保全上の支障が現に生じていないこと。